

第 20 回さいたま市債権回収対策本部会議 議事要旨

日時：平成 29 年 8 月 2 日（水）
午後 2 時～午後 3 時
場所：政策会議室

1 出席者（本部長・本部長員 9 名・事務局 2 名）

本部長：副市長（代理：財政局長）

本部長員：都市戦略本部長・総務局長・保健福祉局長・子ども未来局長・環境局長・建設局長・大宮区長・中央区長・副教育長

事務局：債権整理推進部長・収納対策課長

2 議 題

- (1) 平成 28 年度債権回収実施計画の最終報告について
- (2) 平成 28 年度債権整理推進部の取組の最終報告について
- (3) 平成 29 年度債権回収実施計画の策定について
- (4) 未収債権調査による対象債権の追加について
- (5) さいたま市債権回収対策基本計画及び高額困難事案の集中処理に関する引継要領の改正について

3 資 料

（別添）第 20 回さいたま市債権回収対策本部会議資料

<本部長挨拶>

本会議は平成 20 年 2 月から開催しており、さいたま市債権回収対策基本計画に基づく、効果的な債権回収対策の推進について協議する。毎年効果がでているので、良い取組を引き継いでいくようお願いしたい。

本部会議は年 2 回開催しており、8 月の本部会議では、前年度の決算見込みや取組状況について分析し、今年度の取組に活かす趣旨で行っている。

<会議資料に関する説明>

①議題 1 から 3 について、事務局から次のように説明した。

- ・ 平成 28 年度決算見込みについて、基本計画の対象 26 債権において、昨年度と比較した。現年・過年の合計で、収入未済額は約 30 億 2 千万円の圧縮、収納率は 1.1 ポイント向上した。（資料 1～7 ページ）
- ・ 平成 28 年度の債権回収状況を平成 27 年度と比較し、収納率が向上又は低下、収入未済額が圧縮又は増加した理由について、債権ごとに分析した。（資料 8 ページ）
- ・ 各債権における平成 28 年度の債権回収実施状況の最終報告を、前期と後期に区分して示した。（資料 9～11 ページ）

- ・ 債権整理推進部の取組について、集中処理を行っている強制徴収公債権（市税、国民健康保険税）及び私債権（入学準備金・奨学金貸付金）の引継や処分状況、収納率等を示した。（資料 12～13 ページ）
- ・ 徴収体制強化のための支援策として研修や助言・指導を行った。また、高額困難な事案について事案審査会を実施した。（資料 14～16 ページ）
- ・ 平成 29 年度の債権回収実施計画の策定状況について一覧に示した。債権回収の取組の他、返還金の早期発見や保証人を付ける際の審査等、債権の発生を未然に防ぐ取組を挙げている所管課があった。（資料 17～21 ページ）

<各局の現状について> 各局長から説明。

（保健福祉局）

- ・ 所得の少ない人を対象とした債権が多いため、徴収が難しい。そのため、給付制限にかかるものをなるべく早く把握し、債権の発生自体を少なくするような取組みを進めていかなければならない。
- ・ 子育て支援医療費と学校で起こった事故等に関する費用の重複受給は出来ないため、教育委員会等と協力しながら制度理解の周知を図っていきたい。また、受給証に従来はシール等で、重複受給に関する注意事項を記載していたが、今後は受給証自体に印刷することで、少しでも理解してもらえるようにしていく予定である。

（子ども未来局）

- ・ 保育施設等利用者負担金（以下、「保育料」という。）については、口座振替を勧奨し、現年で徴収するようにしている。また、区ごとの収納率を内部に公開し、見える化することで徴収への意識を高めたり、保育園の園長に協力してもらう等の工夫をしている。
- ・ 放課後児童健全育成事業保護者負担金については、保育料と同様に口座振替の勧奨をしているのだが、保育料との多重債務となっていることがあり、その場合は保育料の支払いを優先してしまうため、徴収が難しいといった問題もある。
- ・ 児童手当等返還金は、所得の決定が翌年度であるため、外国人の方で海外へ転出された場合に回収が困難になるという事例が出てきている。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金は、低所得者に向けての貸付であるため、徴収が難しい。
- ・ 児童福祉施設保護者負担金は、家庭の事情や虐待等によって保護された子供の施設利用費であるため、親子関係が悪化しないよう配慮しながらの徴収となってしまう。

（環境局）

- ・ 今後の未納者の傾向として、下水道処理区域内であっても、生活が苦しい等の理由

で下水道への切り替えが出来ない方の割合が増えていくと見込まれる。し尿処理については、定期収集と臨時収集があるため、臨時収集の受付時に滞納状況を確認し、滞納があれば支払いを促すようにしている。また、長期的に考えた上で、収納率の向上が期待できる現年分を優先して徴収を進めていきたい。

(建設局)

- ・ 下水道事業受益者負担金については、財産調査を進めていくことで、収納率の向上を図りたい。現在、下水道の整備を進めているところで、財産を多く持っている農家の方に対して、多額の負担金がかかる場合もあるが、このような場合も含めて収納率向上に努めていきたい。
- ・ 水洗便所改造資金貸付金は、無利子で貸し付けをしており、元本の徴収をしないと市民間の公平性を欠くため、局内で徴収方法について検討しているところである。特に、過年分の収納率が低いことから、連帯保証人への催告も強化していきたいと考えている。

(教育委員会)

- ・ 入学準備金・奨学金貸付金については、28年度時、こまめに債権の管理を行い、支払いが滞る場合は、連帯保証人への催告をすることで収納率の向上に努めた。また、貸付金の返済開始時（卒業後）に本人と連帯保証人へ債務の通知を行った。

(大宮区)

- ・ 市の財源の半分近くを占めている市税の収納率が97.3%（平成28年度）となっており、数年前と比べても着実に数値が上がっている。また、市税の収入未済額、国民健康保険税の収納率、収納未済額についても改善が図られており、徴収業務に力を入れていることが分かる。大宮区としても、債権所管課から話を聞き、現状を把握するようにしている。介護保険料などの強制徴収が可能な債権については、差押え等を行うことで徴収を進めていきたい。債権によっては、経済的弱者に対する貸付等もあるため、状況を見極めて徴収を行っていくようにしたいと考えている。また、非常勤の徴収員による徴収を進めている所管課もあり、収納率の向上に取り組んでいる。

(中央区)

- ・ 区で債権を所管している課から現状について話を聞いた。前年度と比較して収納率が低下してしまっている生活保護費返還金については、催告書を年2回送付し、保護が打ち切られている人に対しては、年1回臨戸を行うことで、徴収に結びつける

努力をしている。また、保育料については平成 28 年度、3 件の差押えをおこなった。介護保険料では、高額滞納者 10 人へ来庁依頼をし、1 名から支払いがあった。国民健康保険税については、加入時に口座振替を推奨している。

(総務局)

- ・ 実務的なノウハウがない場合に、状況によっては現場での指導も行ってほしい。

(都市経営戦略本部)

- ・ 成果のあった取組みについての周知を図ってほしい。

(本部長)

- ・ それぞれの所管局で徴収に向けた努力をしていただいていることが分かった。全体の収納率や収入未済額は改善傾向だが、市税、国民健康保険税を除くと収納率は横ばい、収入未済額は増加しているという現状である。収入未済を発生させない取組みが重要であり、現年徴収を確実に進めていただきたい。

②議題 4 から 5 について、事務局から次のように説明した。

- ・ さいたま市債権回収対策基本計画（以下、「基本計画」という。）の対象となる債権について、「さいたま市債権回収対策基本計画の対象となる債権の基準を定める要領」の規定により、毎年度見直している。平成 27 年度の決算見込みについて全庁調査を行ったところ、要領の基準を満たす債権として養護老人ホーム入所・保護者負担金が該当した。そのため、今年度よりこの債権を基本計画の対象債権とする。（資料 22～24 ページ）
- ・ 基本計画及び高額困難事案の集中処理に関する引継要領について、保育料のマイナンバー条例が整ったことにより、一度債権回収課の所管から外していた保育施設等利用者負担金の徴収を再び債権回収課が一括して引き受けることとなった。それに伴い、高額困難事案の集中処理に関する引継要領および基本計画の内容を改正した。（資料 25～40 ページ）